

# ケアハウス浮洲園 運営規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人純晴会が設置経営するケアハウス（以下「施設」という。）の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の処遇の充実、並びに生活の安定を図ることを目的とする。

## (管理運営方針)

第2条 施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住み良い住居を提供し、入居者の自主性尊重を基本として、入居者が明るく心豊かな生活ができるよう、配慮していくものとする。

## (入居者の定員)

第3条 入居者の定員は15名とする。

## (入居者の資格)

第4条 施設に入居できるものは、次の各項に該当するものとする。

- 1：年齢は原則として60歳以上であること。但し、夫婦で入居する場合は、そのいずれかが60歳以上であればよいとする。
- 2：身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められるものであって、家族と同居できない者及び自炊などに困難不安がある者。
- 3：伝染性疾患及び精神疾患等を有せず、且つ問題行動等を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- 4：各種サービスを利用することにより、自立した日常生活を送れる者。
- 5：生活費に充てることのできる資産、所得、仕送りなどがあり、所定の利用料が負担でき、確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

## (職員の職種、数及び職務の内容)

第5条 施設は「倉敷市老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」に示された所定の職員を配置し、職員は当施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

施設に勤務する職員の職種、数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 施設長 常勤兼務1名

施設長は、職員の管理、業務全般にかかる実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行う。また、職員に対し必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 常勤1名

生活相談員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び、必要な支援を行う。

(3) 介護職員 常勤1名

介護職員は入居者に対して必要な生活支援等を行う。

(4) 栄養士 常勤兼務1名

栄養士は、献立の作成、栄養量の計算、調理上の衛生管理を行うとともに、調理員への指導を行う。

(5) 事務員 常勤兼務1名

事務員は、会計業務及び、施設運営に必要な総務業務全般等を行う。

(6) 調理員 委託

調理員は入居者の給食業務に従事します。

(入居)

第6条 入居を希望する者は、次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- |              |                       |
|--------------|-----------------------|
| (1) 入居申込書    | (5) 健康診断書             |
| (2) 住民票      | (6) 入居契約書             |
| (3) 所得証明書    | (7) その他施設長が特に必要と認めた書類 |
| (4) 誓約・身元保証書 |                       |

2: 施設長は、入居申込者の入居の可否について判断をし、入居の申し込みがあった日から7日以内に入居の可否について連絡すること。

3: 入居にあたっては、入居申込者及び身元保証人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を取り交わすものとし、また、契約書に付随して、本管理規定についても詳細を入居申込者に説明するものとする。

(退居及び入居の取り消し)

第7条 入居者は、退居しようとする時は、事前に1ヶ月前に退居届を施設長に提出しなければならない。

2: 入居者の状態が第4条に定める条件に該当しなくなったと認められる場合、又は3から8までのいずれかに該当する場合には施設長は契約を解除できるものとする。

3: 入居者の条件その他に関して虚偽の届出を行った場合。

4: 利用料を支払わない場合、またはその他の支払いを怠って、その滞納額が2か月分に達した場合。

5: 許可なく施設の建物、付帯施設設備、居室などの模様替えを行い、且つ指導後も原状回復を行わない場合。

6: 共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかける場合。

7: 入居者より契約解除の申し出があった場合。

8: その他施設長が入居を継続することが困難であると認めた場合

(利用料等)

第8条 施設の利用料等の額は、国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

2: 利用料等の額は毎月末日に締切り、翌月15日(日曜、祭日にあたるときは、その翌日)までに定められた方法で支払うものとする。

3: 1ヶ月に満たない期間利用した場合の利用料は、退居者が、月割りで清算するものとする。

4: 利用料の支払方法は、引き落とし、振り込み、現金による支払いのいずれかとし、入居時その方法を施設長と入居者で決定するものとする。

(保証金)

第9条 入居者は、居室の原状回復費用として10万円を、入居時に提携業者に支払う。

2: 入居者は、前項の保証金が、居室の原状回復費用に充てられたために全額消費したときは、改めて10万円を提携業者に支払う。

(専用個室)

第10条 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ・廃棄物については、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。

2: 居室において、煉炭、火鉢、石油ストーブなどの火気類の使用は安全面から禁じる。

(共用施設・設備)

第11条 共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、施設長と協議のうえ決定するものとする。

2: 入居者は、共用施設・設備等、専用居室以外の決められた場所に私物を置いてはならない。

3: 共用施設・設備等の清掃、維持管理は職員が行うものとする。

(相談、助言)

第12条 職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意を持って対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連帯を図り、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事の提供)

第13条 施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を3食提供するものとする。

2：食事の提供時間は、概ね次の通りとする。

- (1) 朝食 午前7時30分より午前8時30分
- (2) 昼食 午後0時00分より午後1時00分
- (3) 夕食 午後5時30分より午後6時30分

3：予め欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。

4：食事の場所は原則として食堂とする。ただし、入居者が自分で運搬を行うか、自分の管理のもとに運搬し、かつ原則として前項に掲げる食事時間以内に食器を返却する場合は、居室で食事をとることは差し支えない。

5：毎週の予定メニューを前週末までに明示するものとする。

6：食事の料金は、次の通りとする。

- (1) 朝食 200円
- (2) 昼食 400円
- (3) 夕食 350円

(入居者心得の遵守)

第14条 施設長は、入居者が守るべき事項について入居者心得を定め、入居者はこれを遵守しなければならない。

(入浴)

第15条 入浴は週4日以上とし、職員が入浴の準備を行う。

2：入居者は、入浴に際して他の入居者に配慮し清潔の維持に努めるとともに、入居者心得を遵守しなければならない。

3：入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

(環境の整備)

第16条 入居者は、常に居室を清潔にし、整理整頓して良好な環境と衛生の保持に努め、施設の建物以外の清掃、除草等環境の整備に積極的に協力するものとする。

(部外者の利用)

第17条 入居者が外来客を宿泊させるときは、予め施設長に届け出るものとする。

2：一時的な疾病等による看護または介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、原則として施設長に届け出るものとし、施設長と入居者との相談のうえ、その期間を定める。

(緊急時の対応)

第18条 入居者は、身体の状態の急激な変化等で、緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

2：職員はナースコール等で入居者から緊急の対応要請があった時には、速やかに適切な対応を行う。

3：入居者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

(在宅サービス等の利用)

第19条 施設は、入居者が身体状況の変化等によって日常生活の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう、連絡等の必要な対応を行うものとする。

2：前項の場合、利用はあくまでも入居者自身の判断で行うものとし、利用についての責任は負わない。

3：第1項に伴う費用は、入居者の負担とする。

(自主活動への協力)

第20条 入居者は、施設の共用設備を使って自由に趣味教養活動や自主的なクラブ活動、行事等を行うことができるものとする。

2：前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。

3：第1項に関して、職員は自主活動の趣旨を損なわない範囲で助言や援助を行うことができる。

(保健衛生)

第21条 施設は、入居者の健康を管理するために体調の把握や必要な援助を行うこととする。

2：入居者から健康に関する相談を受けた時は、速やかに医療機関等の紹介など必要な援助を行うこととする。

(協力医療機関等)

第22条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関及び協力歯科医療機関を定める。

(倉敷リハビリテーション病院、馬越歯科医院)

(災害、非常時への対応)

第23条 施設は、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害時に対して具体的な防災計画、避難計画をたて、入居者の参加した訓練を年2回以上実施するものとする。

2：施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

3：施設は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定する。

4：入居者は、健康上又は防災等の緊急事態に気づいたときは、ナースコール等もっとも適切な方法で、職員まで事態の発生を知らせる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第24条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

2：事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

3：事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。

4：事故発生の防止のための委員会及び責任者を設置し、職員に対する研修を定期的に行う。

(損害賠償)

第25条 入居者は、故意又は重大な過失によって建物、設備及び備品に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

2：施設は、入居者に対し施設の責に帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設の故意又は過失にならない場合は、この限りでない。

また施設は、民間企業の提供する損害賠償責任保険に加入しており、規定の賠償に相当する可能性がある場合は、契約者又は家族に事前調査等の手続に協力を依頼する場合がある。

(虐待防止)

第26条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

1：虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。

2：虐待防止のための指針を整備する。

3：虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

4：施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第27条 施設は、サービスの提供に当たり、入居者本人もしくは他の入居者の身体に危険が生じる様なやむを得ない場合を除いて、入居者の身体拘束をしないこととする。やむを得ず入居者の身体拘束をする場合は、その状況・時間・方法等の詳細を記録し、閲覧に供することとする。

(感染症対策)

第28条 施設は、感染症の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 2：施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に対し周知徹底を図る。
- 3：施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
- 4：感染症の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に行う。
- 5：施設は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立、他施設との連携に関する業務継続計画を策定する。

(補則)

第29条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

付則

1. この規定は平成10年11月1日から施行する。
2. この規定は平成26年7月1日から一部変更する。
3. この規定は平成27年1月1日から一部変更する。
4. この規定は平成30年9月1日から一部変更する。
5. この規定は令和4年4月1日から一部変更する。
6. この規定は令和5年4月1日から一部変更する。